

禁止物質・管理物質リスト (2023年7月27日改定)

本リストは、IEC62474 DB の物質リストを参照しています。

分類	
禁止	報告(規制)対象について、意図的添加を禁止する。閾値があるものは閾値レベル以上の含有を禁止する。
禁止候補	法規制にもとづき新規採用品への含有を禁止するとともに、従来品も代替期限を定め積極的に代替を進める。
管理	閾値レベル以上の含有がある場合は、報告が必要。閾値レベル未満であれば含有なしと見なす。

【注意事項】

1. 閾値レベル以上の含有の場合は分類に関係なく、報告が必要です。
なお、“成形品”の定義は、各種法令に従います。
2. 特殊用途で特定物質を使用する場合を考慮し、図面等で指定された場合は禁止とせず、報告対象とはしません。
図面等で断りがない場合は、含有禁止です。
3. REACH規則 付属書17の掲載物質には期限付きで使用が認められる用途があります。
それらの用途について、当社としては期限の1年前まで使用を認めます。
4. 当社の図面や仕様書などに記載されている「RoHS対応」や「RoHS適合」などの記述は、「RoHS指令」で禁止される物質(備考欄にRoHS禁止と表記)を閾値以上含有してはならないことを指します。
また、RoHS指令の制限から除外される用途を、別紙「RoHS適用除外 表1 (MT83-6027)」および「RoHS適用除外 表2 (MT83-6028)」に示します。
5. 同様に「グリーン調達基準に記載の禁止物質は含有禁止」の記述は、「禁止物質」を閾値を超えて含有してはならないことを指します。

■対象物質群リスト

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
1	禁止	00010	カドミウム/カドミウム化合物	別リスト参照	電池を除くすべて	均質材料の0.01 重量% (100ppm)	REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 2011/65/EU指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50 REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および 7.2条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
	禁止	00011	カドミウム/カドミウム化合物		電池	電池の0.001 重量% (10ppm)	工業製品の品質管理および安全管理の韓国法令; EU 電池指令2006/66/EC; 中国規格 GB-24427-2009:アルカリ性及び非 アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水	
2	禁止	00012	六価クロム化合物	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	RoHS禁止
3	禁止	00021	鉛/鉛化合物	別リスト参照	下記に示す対象以外のすべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; REACH規則 (EC) No1907/2006の付属書17; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS; 米国/カリフォルニア州SB-20/50	RoHS禁止
	禁止		鉛/鉛化合物		PVC中に含まれる鉛	0.1重量%(1000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の付属書17	
	禁止	00022	鉛/鉛化合物		主として12歳以下の 子供向けの消費者製品	子供用製品の0.01 重量% (100ppm)	米国家庭用品安全性向上法	
	禁止	00023	鉛/鉛化合物		玩具及び子供向け 製品の塗料又は表面 塗装	表面塗装の0.009 重量%(90ppm)	米国家庭用品安全性向上法	
	禁止	00024	鉛/鉛化合物		熱硬化性樹脂または 熱可塑性樹脂で 被覆された電線	表層被覆の0.03 重量% (300ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
	禁止	00025	鉛/鉛化合物		電池	電池の0.004 重量% (40ppm)	EU 電池指令2006/66/EC; 中国規格 GB-24427-2009:アルカリ性及び非 アルカリ性亜鉛-二酸化マンガン電池中の水	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
4	禁止	00029	水銀/水銀化合物	別リスト参照	電池以外すべて	意図的添加または均質材料の0.1重量%(1000ppm)	水銀暴露の包括的管理に関するアーモント州法; ロードアイランド州一般法 23-24.9 および2007年修正; ルイジアナ州水銀危険低減法; REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17; 2011/65/EU指令; 中国 MII法; 韓国 RoHS; 日本J-MOSS; 米国カリフォルニア州SP-20/50	RoHS禁止
	禁止	00030	水銀/水銀化合物	別リスト参照	電池	意図的添加または電池の0.0001重量%(1ppm)	米国カリフォルニア州SP-20/50 州の水銀低減および教育に関する法律; 電池の取扱いおよび廃棄に関するニューヨーク州環境保全法 § 27-0719; 乾電池の製造、輸入、販売に関する台湾の規制; 品質管理および工業製品の安全性管理に関する韓国の法令(電池規制); 中国規格GB-24427-2009:アルカリ性及び非アルカリ性乾電池	
5	禁止	00031	ニッケル	7440-02-0	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
6	禁止	00054	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	56-35-9	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量%(1,000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2008.10.28 認可対象候補物質に追	
7	禁止	00055	三置換有機スズ化合物	別リスト参照	すべて	意図的添加またはスズ元素として、部品中の0.1 重量%(1,000 ppm)	REACH規則(EC) No1907/2006の付属書17; 欧州委員会規則No. 276/2010; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	
8	禁止	00014	ジブチルスズ化合物 (DBT)	別リスト参照	すべて	スズ元素として、部品中の0.1 重量%(1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17 および欧州委員会規則No. 276/2010	
9	禁止	00015	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	別リスト参照	(a) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、 (b) 育児用品、 (c) 2液性室温硬化モールドディングキット(RTV-2シーラント)	スズ元素として、部品中の0.1 重量%(1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17 および欧州委員会規則No. 276/2010	
10	禁止	00044	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1 重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS	RoHS禁止

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
11	禁止	00045	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	別リスト参照	すべて	均質材料の0.1 重量% (1000ppm)	2011/65/EU指令; 中国 MII 法; 韓国 RoHS; 日本 J-MOSS 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	RoHS禁止
12	禁止	00046	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)および特定代替品	別リスト参照	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法); 米国 TSCA	
13	禁止	00047	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	別リスト参照	すべて	材料中の0.005 重量% (50ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の付属書17	
14	禁止	00048	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	別リスト参照	すべて	意図的添加	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) POPs条約;	
15	禁止	00033	過塩素酸塩	別リスト参照	すべて	製品の0.0000006 重量% (0.006ppm)	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法 2003	
16	禁止	00124	パーフルオロオクタン sulfon 酸塩 (PFOS)	別リスト参照	織物またはその他コートされた材料	意図的添加またはコートされた材料の 1 μ g/m ²	POPs条約; 欧州委員会規則 No.757/2010; カナダ環境保護法SOR/2008-178; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	
	禁止	00125		別リスト参照	織物とその他コートされた材料を除く全製品	意図的添加または部品中の0.1 重量% (1,000ppm)(PFOSの合計として)	POPs条約; 欧州委員会規則 No.757/2010; カナダ環境保護法SOR/2008-178; 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)	
17	禁止	00018	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	別リスト参照	すべて	意図的添加	EU 規制 No. 517/2014; 部分的および全体的フッ素化炭化水素、六フッ化硫黄の禁止と規制に関する 農業、森林、環境、および水質管理所管連邦大臣によるオーストリア条例	
18	禁止	00003	アスベスト類	別リスト参照	すべて	意図的添加	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国 TSCA; 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	
19	禁止	00004	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	別リスト参照	織物と皮革	仕上がり織物/皮革製品の0.003 重量% (30ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
20	禁止	00032	オゾン層破壊物質	別リスト参照	すべて	意図的添加	モントリオール議定書、 EU EC No. 2037/2000、 EC 1005/2009、 米国大気浄化法	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
21	禁止	00049	放射性物質	別リスト参照	すべて	意図的添加	(EU)放射線防護法 Directive 2013/59/Euratom、(日本)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、(日本)放射性同位元素等の規制に関する法律、(米国)NRC規則Title 10 CFR Part 20、	
22	禁止	00019	ホルムアルデヒド	別リスト参照	織物	織物製品の0.0075 重量% (75ppm)	オーストリア- BGB I 1990/194;ホルムアルデヒド規制 § 2.12/2/1990; リトアニア衛生基準HN 96:2000(衛生基準および)	
	禁止		ホルムアルデヒド		複合木材製品または部品	意図的添加	米国/カリフォルニア州CARB 規則; 米国連邦法 111-199/TSCA601項	
23	禁止	00035	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert- プチルフェノール (UV-320)	3846-71-7	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法) REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および	
24	禁止	00036	フタル酸エステル類 グループ 1 (BBP, DBP, DEHP)	別リスト参照	玩具または育児用品	(フタル酸エステルの合計)可塑化した材料の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国の家庭用品安全性向上法	閾値レベルの算定は3物質の含有合計値を基準とする
25	禁止	00037	フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP, DINP, DNOP)	別リスト参照	子供の口に入る玩具または育児用品	(フタル酸エステルの合計)可塑化した材料の0.1 重量% (1,000 ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17; 米国の家庭用品安全性向上法	閾値レベルの算定は3物質の含有合計値を基準とする
26	禁止	00016	ジメチルフマレート(フマル酸ジメチル)	624-49-7	すべて	均質材料中の0.00001 重量% (0.1ppm)	欧州委員会決定2009/251/EC	
27	禁止	00001	五酸化二ヒ素	1303-28-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載 日没日: 2015.5.21
28	禁止	00002	三酸化二ヒ素	1327-53-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載 日没日: 2015.5.21
29	禁止	00020	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) <すべての主要ジアステレオ異性体を含む>	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.01 重量% (100ppm)	POPs条約 REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加); (EC) 850/2004	REACH付属書14収載 日没日: 2015.8.21
30	禁止	00052	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10~13)	別リスト参照	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加); ノルウェー製品規制 FOR-2004-06-01-922; 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例	
31	禁止	00056	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載 日没日: 2015.8.21
32	禁止	00026	クロム酸鉛	7758-97-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条(2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日: 2015.5.21

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
33	禁止	00027	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C.I. ピグメントレッド104)	12656-85-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日: 2015.5.21
34	禁止	00028	C.I. ピグメントイエロー 34	1344-37-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2010.01.13 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日: 2015.5.21
35	禁止	00053	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日: 2019.1.22
36	禁止	00061	ヒドロキシオクタオキシニ亜鉛酸ニクロム酸カリウム	11103-86-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日: 2019.1.22
37	禁止	00060	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止 REACH付属書14収載 日没日: 2019.1.22
38	禁止	00064	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)(欧州RoHS) 意図的添加(米国TSCA)	欧州POPs規則 米国TSCA	RoHS禁止
39	禁止	00065	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
40	禁止	00067	二塩基性リン酸鉛	12141-20-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
41	禁止	00069	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	特定アミン
42	禁止	00070	三塩基性硫酸鉛	12202-17-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
43	禁止	00071	オレンジレッド(四酸化鉛)	1314-41-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
44	禁止	00072	パイロクロア、C.I. ピグメントイエロー41	8012-00-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
45	禁止	00073	四塩基性硫酸鉛	12065-90-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
46	禁止	00076	ジクロロジブチルスズ(DBTC)	683-18-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
47	禁止	00077	シアナミド鉛	20837-86-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
48	禁止	00079	ケイ酸(H ₂ Si ₂ O ₅)バリウム塩(1:1)、鉛をドーブ	68784-75-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
49	禁止	00083	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	12060-00-3	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
50	禁止	00084	チタン酸ジルコニウム酸鉛	12626-81-2	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
51	禁止	00085	オキシ硫酸鉛	12036-76-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
52	禁止	00086	フタル酸ジオキソ三鉛	69011-06-9	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
53	禁止	00087	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	12578-12-0	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
54	禁止	00088	脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)	91031-62-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
55	禁止	00089	二硝酸鉛、硝酸鉛(Ⅱ)	10099-74-8	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2条 (2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
56	禁止		特定重金属 カドミウム/カドミウム化合物 鉛/鉛化合物 水銀/水銀化合物 六価クロム化合物	—	包装材、包装材部品	意図的添加またはCd, Hg, PbおよびCr ⁶⁺ の合計で均質材料中の0.01重量%(100ppm)	EU包装廃棄物指令 94/62/EC; 米国州の包装材重金属規制(TIP)	包装廃棄物指令
57	禁止	00094	酸化カドミウム	1306-19-0	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
58	禁止	00096 00097	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)とその塩	別リスト参照	すべて	PFOA(塩を含む): 25 ppb または PFOA 関連物質: 1000 ppb (単独または合計)	POPs条約	
59								
60	禁止	00099	硫化カドミウム	1306-23-6	すべて	成形品の0.1重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
61	禁止	00038	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条 (2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
62	禁止	00039	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条 (2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
63	禁止	00040	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
64	禁止	00041	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5	すべて	均質材料の0.1重量%(1000ppm)	2011/65/EU指令およびOJ L137, 4.6.2015; REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	RoHS禁止
65	禁止		多環式芳香族炭化水素(PAH)	別リスト参照	プラスチックまたはゴム製で、皮膚や口腔と直接長時間または繰り返し接触	プラスチックまたはゴム材料の0.0001重量%(1ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
66	禁止		多環式芳香族炭化水素(PAH)	別リスト参照	上記の成形品のうち、玩具や育児用品	プラスチックまたはゴム材料の0.00005重量%(0.5ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
67	禁止	00174	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP 3:1)	68937-41-7	すべて	意図的添加	米国TSCA	2022年11月1日より禁止
68	管理	00005	酸化ベリリウム	1304-56-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	DIGITALEUROPE ² /CECED/Ae A ³ /EERA ガイダンス	
69	管理	00009	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の臭素の含有合計で0.1 重量%(1000ppm)	JS709	
	管理	00008	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類およびHBCDDを除く)		積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で0.09 重量%(900 ppm)	IPC-4101 およびIEC61249-2-21	
70	管理	00062	塩素系難燃剤	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1 重量%(1000ppm)	JS709	
	管理	00063	塩素系難燃剤		積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有合計で0.09 重量%(900 ppm)	IPC-4101 およびIEC61249-2-21	
71	管理		ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC コポリマー	別リスト参照	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1重量%(1000ppm)	JS709	
71	管理	00090	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	68515-49-1 26761-40-0	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
73	管理	00091	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	84-75-3	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量%(1,000ppm)	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法 REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2013.12.16 認可対象候補物質に追加)	
74	管理	00013	塩化コバルト(CoCl ₂)	7646-79-9	すべて	成形品の0.1 重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2008.10.28 認可対象候補物質に追加)	
75	管理	00050	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	-	すべて	成形品の0.1 重量%(1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
76	管理	00051	ジルコニアアルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	-	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
77	管理	00007	ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	
78	管理	00017	四ホウ酸二ナトリウム無水物	別リスト参照	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	
79	管理		七酸化二ナトリウム四ホウ素水合物(四ホウ酸二ナトリウム水合物)	12267-73-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	
80	管理	00042	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐ジアルキルエステル類(DIHP)	71888-89-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2011.06.20 認可対象候補物質に追加)	
81	管理	00043	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11の分岐および直鎖ジアルキルエステル類(DHNUP)	68515-42-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2011.06.20 認可対象候補物質に追加)	
82	管理	-	[4-[ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(別名C.I. ベーシックバイオレット3)	548-62-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2010.06.18 認可対象候補物質に追加)	
83	管理	-	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン(MOCA)	101-14-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載 日没日:2017.11.22
84	管理	00059	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
85	管理	00057	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、(4-tert-オクチルフェノール)	140-66-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
86	管理	00058	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	REACH付属書14収載 日没日:2017.8.22
87	管理	-	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	127-19-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2011.12.19 認可対象候補物質に追加)	
88	管理	00066	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン(TEGDME;トリグリム)	112-49-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.06.18 認可対象候補物質に追加)	
89	管理	00068	1,2-ジメトキシエタン;エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	110-71-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
90	管理	00074	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
91	管理	00075	三酸化ニホウ素	1303-86-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006の33条および7.2条(2012.06.18 認可対象候補物質に追加)	
92	管理	00078	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
93	管理	00080	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジベンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
94	管理	00081	フタル酸ジイソペンチル(DIPP)	605-50-5	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
95	管理	00082	フタル酸n-ペンチル-イソペンチル	776297-69-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
96	管理		メチルヘキサヒドロフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸無水物	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2012.12.19 認可対象候補物質に追加)	
97	管理	00095	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル(DPP)	131-18-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	
98	管理	00098	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	-	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.6.20 認可対象候補物質に追加)	
99	管理	00100	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
100	管理	00102	3,3'-[[1,1'-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート) ニナトリウム(別名)	573-58-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
101	管理	00105	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
102	管理	00106	1,2-ベンゼンジカルボン酸ジヘキシルエステル、分岐および直鎖	68515-50-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
103	管理	00107	フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0 68515-48-0	すべて	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
104	管理	00126	ジナトリウム 4-アミノ-3-[[4'-[(2,4-ジアミノフェニル)アゾ][1,1'-ビフェニル]-4-イル]アゾ]-5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)ナフタレン-2,7-ジスルホン酸(別名 C.I. ダイレクトブラック 38)	1937-37-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2013.12.19 認可対象候補物質に追加)	
105	管理	-	ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレン および2,4,4トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST)	68921-45-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	カナダ特定有害物質禁止規則	
106	管理	00128	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシル (DOTE)	15571-58-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
107	管理	00128	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物(DOTE とMOTEの反応生成物)		すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
108	管理	00130	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2014.12.17 認可対象候補物質に追加)	
109	管理	00131	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5)との混合物	68515-51-5 68648-93-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2015.6.15 認可対象候補物質に追加)	
110	管理	-	ニトロベンゼン	98-95-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
111	管理	00134	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール (UV-327)	3864-99-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル(報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
112	管理		2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール(UV350)	36437-37-3	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
113	管理	00133	1,3-プロパンスルトン	1120-71-4	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2015.12.17 認可対象候補物質に追加)	
114								
115	禁止		4,4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA)	80-05-7	感熱紙用途	0.02重量%以上の濃度を感熱紙に入れて市場に出してはならない。	REACHの制限物質リスト(付属書17)規定	
	管理	00141	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノールA)	80-05-7	すべて	意図的添加または成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2017.1.12 認可対象候補物質に追加); 米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	
116	禁止	00140 00142	ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩	別リスト参照	すべて	成形品の25 ppb	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の付属書17	
117	禁止	00143	ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩	別リスト参照	すべて	成形品の25 ppb	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2017.9.3 認可対象候補物質に追加) 化学製品によるリスク低減に関するスイス条例 PoPs条約	
118	管理	00146	水酸化カドミウム	21041-95-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.1.15 認可対象候補物質に追加)	
119	管理	00147	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16.9.02,13.05,10]オクタデ	別リスト参照	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.1.15 認可対象候補物質に追加)	
120	管理	00148	ベンゾ(ghi)ペリレン	191-24-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
121	管理	00149	オクタメチルシクロテトラシロキサン	556-67-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
122	管理	00150	デカメチルシクロペンタシロキサン	541-02-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
123	管理	00151	ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	540-97-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条(2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
124	管理	00152	八ホウ酸二ナトリウム	12008-41-2	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
125	管理	00153	水素化テルフェニル	61788-32-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
126								
127	管理	00139	フタル酸ジシクロヘキシル (DCHP)	84-61-7	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
128	管理	00155	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル) -4-メチルペンタン	6807-17-6	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2019.1.15 認可対象候補物質に追加)	
129	管理	00156	ベンゾ(k)フルオランテン	207-08-9	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
130	管理	00158	フェナントレン	85-01-8	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2018.7.8 認可対象候補物質に追加)	
131	管理	00157	フルオラテン	206-44-0 93951-69-0	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2018.1.15 認可対象候補物質に追加)	
132	管理	00159	See Reference Substance worksheet for more details	129-00-0 1718-52-1	すべて	成形品の0.1 重量% (1,000ppm)	REACH 規則 (EC) No1907/2006 の33 条および7.2 条 (2018.1.15 認可対象候補物質に追加)	
133	禁止	-	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	すべて	成形品の1 重量% (10,000ppm)	米国TSCA	
134	禁止	-	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	87-68-3	すべて	意図的添加	欧州POPs規則 米国TSCA	
135	禁止	-	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	すべて	意図的添加	POPs条約 欧州POPs規則	
136	禁止	-	1~7個の芳香環からなる鉱物油 芳香族炭化水素類 (MOAH)	-	包装材料および印刷物	意図的添加	フランス鉱物油規則	使用するインク中の ① 1%以下(2023.12.31まで適用) ② 0.1%以下(2024.1.1 から適用) ③ 3~7個の芳香族環からなるMOAHが1 ppm以下(2024.1.1 から適用)

No.	管理区分	ID	物質/物質群	CAS No.	報告(規制)対象	閾値レベル (報告レベル)	主な法令または工業基準/合意例	備考
137	禁止	-	炭素数 16~35個 の鉱物油飽和炭化水素類 (MOSH)	-	包装材料および印刷物	意図的添加	フランス鉱物油規則	使用するインク中の0.1%以下(2024.1.1から適用)
138	禁止		2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール:2,4,6-TTBP	732-26-3	物質及び混合物	0.3重量%以下(3,000ppm)	米国TSCA	